

# 令和2年度狩猟免許試験のお知らせ(座間味会場)

慶良間諸島において、外来のニホンイノシシによる農業被害が生じているだけでなく、生態系への被害なども懸念されています。

現在、渡嘉敷村及び座間味村において、農作物の被害軽減を図るため、鳥獣被害防止計画を策定し、イノシシの捕獲を実施しています。また、沖縄県において、在来希少種の捕食被害防止及び在来希少種の生息環境の保全を図るため、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、イノシシの捕獲を実施しているところであります。

沖縄県が策定した、第二種特定鳥獣管理計画ではイノシシの根絶を目指しており、根絶に向けて地元による捕獲強化を図るため、捕獲の担い手となる狩猟免許所持者を増やす取組として、このたび狩猟免許試験を開催いたします。

## 1 狩猟免許の種類

- (1) 網 猟 免 許：網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
- (2) わ な 猟 免 許：わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
- (3) 第一種銃猟免許：銃器（装薬銃、空気銃）
- (4) 第二種銃猟免許：銃器（空気銃のみ）

## 2 試験の日時及び場所

月 日	時 間	場 所
<u>令和3年1月22日(金)</u>	午前9時から 午後16時まで	座間味歴史文化・健康づくり センター (座間味村字座間味 220-8)

\*午前8時55分までに入場すること。

\*当日、台風等により試験の実施が困難となった場合は、1月29日(金)に実施する。(自然保護課ホームページにてお知らせするので、随時ご確認ください。)

\*船の運航状況及び新型コロナウイルス感染症の影響により延期・中止となる可能性があります。ご了承ください。

## 3 受験資格

沖縄県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得しようとする者。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあつては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては20歳にそれぞれ満たない者（試験日にそれぞれ満18歳、満20歳に達する者は可）
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらす、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定められた次の病気にかかっている者
  - ア 統合失調症
  - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
  - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)～(3)に該当する者を除く。）
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

#### 4 受験手続

(1) 狩猟免許申請書受付期間

令和2年12月11日（金）から令和3年1月4日（月）まで

- ※「7」で示す窓口への申込みは、土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。
- ※郵送による申込みは、受付期間内の消印のあるものまで有効とする。
- ※受付期間を過ぎてからの申請は受け付けないため、期限厳守すること。

(2) 受験手数料

1件 5,200円（ただし、他の狩猟免許を所持している者は 3,900円）を沖縄県収入証紙で納付すること。

- ※申請書に貼付する方法で納付。
- ※収入印紙とお間違えのないようご注意ください。

(3) 提出書類

狩猟免許申請書等は、「7」の申請書提出先に直接又は郵送で提出すること。

- ※すべての書類がそろっていないと受け付けません。

ア 狩猟免許申請書 1部（**沖縄県収入証紙**を貼付する。）

イ 写真 2枚

申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。

ウ 3の(2)から(4)までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書

ただし、銃砲刀剣所持等取締法第4条第1項第1号の規定による銃砲所持許可を受けている場合は、猟銃・空気銃所持許可証の写し1部（住所のページ）を添付

- ※医師の診断書が1週間ほどかかる場合もあるので早めの受診をお勧めします。

エ 返信用封筒（定型、最小 H=14cm・W=9cm、最大 H=23.5cm・W=12cm・D=1cm）

1枚（受験票送付用）

84円切手を貼り、住所氏名を記載すること。

## 5 試験内容

試験は「知識試験」「適正試験」「技能試験」の順に実施する。ただし、知識試験又は適正試験のいずれかに合格できなかった場合は、技能試験を受けることができない。

### (1) 知識試験

知識試験は、次に掲げる事項について3肢択一式の筆記試験により行う。試験問題数は合計30問で試験時間は90分とする。

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関する知識
- イ 猟具に関する知識
- ウ 鳥獣に関する知識
- エ 鳥獣の保護及び管理に関する知識

\* 2種類以上の狩猟免許試験を受験する場合は、1種類増えるごとに上記イの問題が6問追加で出題され、時間も30分追加される。

\* 既に狩猟免許を所持しており、当該狩猟免許以外の種類の免許試験を受験する場合は、知識試験の一部(上記ア、ウ、エ)が免除される。この場合の試験時間は30分で、上記イから10問出題される。

\* 知識試験の合格基準は70%以上の成績であることとする。

\* 知識試験の合格発表は当日に行う。

### (2) 適性試験

適正試験は「視力」「聴力」「運動能力」について行い、合格基準は次に掲げるとおりとする。

科目	合格基準
視力	ア 網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験 視力(万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
	イ 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験 視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力(補聴器により補正された聴力を含む。)を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

\*眼鏡、補聴器等が必要な方は、当日必ず持参すること。

### (3) 技能試験

技能試験は、狩猟免許の種類に応じ、次に掲げる課題について実施する。

狩猟免許の種類	課 題
網猟免許	<ol style="list-style-type: none"><li>1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。</li><li>2 むそう網、はり網、つき網、なげ網のうち試験官が指定する網の一つを架設すること。</li><li>3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li></ol>
わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"><li>1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。</li><li>2 くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわなのうち試験官が指定するわなの一つを架設すること。</li><li>3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。</li></ol>
第一種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"><li>1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。以下2から4までにおいて同じ）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。</li><li>2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後、模造弾の脱包を行うこと。</li><li>3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。</li><li>4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。</li><li>5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後、射撃姿勢をとること。</li><li>6 距離の目測を行うこと。</li><li>7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li></ol>
第二種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"><li>1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。</li><li>2 距離の目測を行うこと。</li><li>3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li></ol>

\*技能試験の採点は減点式採点方法により行い、その合格基準は、70%以上の成績であることとする。

## 6 その他

- (1) 当日は、受験票、筆記用具を持参すること。
- (2) 猟具の取扱いができる服装で受験すること。
- (3) 試験会場の駐車場には限りがあるため、なるべく公共交通機関を利用すること。
- (4) 合格発表は令和3年2月19日（金）午前9時から、座間味村役場、渡嘉敷村役場での掲示及び自然保護課ホームページでの掲載を予定しています。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からマスクの着用をお願いします。

## 7 申請書の提出先

### 【提出先及び問い合わせ先】

名 称	住 所	電話番号
座間味村役場 船 舶 ・ 観 光 課	〒 901-3496 座間味村字座間味 109 番地	098-987-2320
渡嘉敷村役場 観 光 産 業 課 振 興 係	〒 901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地	098-987-2323

※座間味村及び渡嘉敷村に住所地がある方はご自身の住所地を管轄する村役場へ申請書の提出をお願いします。

※座間味村及び渡嘉敷村以外に住所地がある方は沖縄県自然保護課までご提出をお願いします。(〒 900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県自然保護課)

### 【試験全般に関する問い合わせ先】

沖縄県環境部自然保護課 電話：098-866-2243



整理番号		試験会場		写真 縦3.0cm 横2.4cm			
		1 座間味村					
狩猟免許申請書							
沖縄県知事 殿				収入証紙			
年 月 日							
住所	〒 電話番号（ ）						
ふりがな 氏名	----- (記名押印又は署名)						
生年月日	年 月 日生						
<p>下記のとおり狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可（免許の種類欄の□に☑印を付し、番号に○印を付す。）</p>							
<input type="checkbox"/> 網猟免許 1 網		<input type="checkbox"/> わな猟免許 2 わな					
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	3 ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号				
	4 散弾銃						
	5 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）						
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	6 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	交付年月日	年 月 日				
免許の種類	狩猟免許番号	試験の結果	適性試験			知識試験	技能試験
			視力	聴力	運動能力		
網猟免許	号						
わな猟免許	号						
第1種銃猟免許	号						
第2種銃猟免許	号						

(裏面)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無

他の 免許	免許	都道府県 知事名	交付年 月日	年 月 日	狩猟免許 の番号	号	更新の有無
他の 免許	免許	都道府県 知事名	交付年 月日	年 月 日	狩猟免許 の番号	号	更新の有無

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。）

罰金以上の刑に処せられたことの有無	1 有	2 無
執行を受けることのなくなった年月日		

(4) 狩猟免許を取り消されたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること）

免許を取り消されたことの有無	1 有	2 無
年 月 日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名
		知事

記載上の注意事項  
1 文字は楷書で明瞭に記載すること。  
2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

注 用紙の規格は、日本工業規格A4判とすること。



（表面）

記入例

整理番号		試験会場 ① 座間味村		写真 縦3.0cm 横2.4cm	
狩猟免許申請書 沖縄県知事 殿				収入証紙	
住所・氏名・生年月日をそれぞれ記入。 (氏名については、記名の場合は押印も必要。)				申請日を記入。 令和2年〇月〇日	
住 所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 ( 098-866-2243 )		収入証紙を貼り付ける。 (1つの免許につき5,200円。ただし、他の免許を所持している者は3,900円。)  銃を所持している場合は、銃砲所持許可証の番号(11ケタ)を記入。  銃を所持している場合は、銃砲所持許可証の交付年月日を記入。			
ふりがな おきなわ たろう					
氏 名 沖縄 太郎 ㊟ (記名押印又は署名)					
生 年 月 日 昭和〇〇年 〇月 〇日生		下記のとおり狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。 記 (1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)			
<input type="checkbox"/> 網猟免許 1 網		<input type="checkbox"/> わな猟免許 2 わな			
<input checked="" type="checkbox"/> 第1種銃猟免許		使用しようとする猟具に○を付ける。 3 ライフル銃 ④ 散弾銃 5 空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)		銃を所持している場合は、銃砲所持許可証の番号(11ケタ)を記入。 00000000000号	
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許		6 空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)		銃を所持している場合は、銃砲所持許可証の交付年月日を記入。 交付年月日 平成〇〇年〇月〇日	
免許の種類		狩猟免許番号		試験の結果	
				適性試験	
				視力 聴力 運動能力	
網猟免許		号		知識試験	
わな猟免許				技能試験	
第1種銃猟免許		号			
第2種銃猟免許		号			

何も記入しない。

1(座間味村)に○をつける。

住所・氏名・生年月日をそれぞれ記入。  
(氏名については、記名の場合は押印も必要。)

申請日を記入。

収入証紙を貼り付ける。  
(1つの免許につき5,200円。ただし、他の免許を所持している者は3,900円。)

受けようとする狩猟免許にチェックを入れる。

使用しようとする猟具に○を付ける。

銃を所持している場合は、銃砲所持許可証の番号(11ケタ)を記入。

銃を所持している場合は、銃砲所持許可証の交付年月日を記入。

何も記入しないこと。

(裏面)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号並びに同一登録年度において免許更新申請書を提出していることの有無

他の狩猟免許を所持している者のみ記入。

他の 免許	免許	都道府県 知事名	交付年 月日	年 月 日	狩猟免状 の番号	号	更新の有無
他の 免許	免許	都道府県 知事名	交付年 月日	年 月 日	狩猟免状 の番号	号	更新の有無

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。）

該当する項目に○を付ける。

罰金以上の刑に処せられたことの有無	1 有	2 無
執行を受けることのなくなった年月日		

(4) 狩猟免許を取り消されたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること）

免許を取り消されたことの有無	1 有	2 無
年 月 日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名

該当する項目に○を付ける。

記載上の注意事項  
1 文字は楷書で明瞭に記載すること。  
2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

注 用紙の規格は、日本工業規格A4判とすること。

# 診 断 書

住 所

氏 名

生年月日 大・昭・平 年 月 日  
( 歳)

上記の者は下記のいずれの要件にも該当しないことを診断します。

- 1 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として、次に掲げるものにかかっている者
  - (1) 統合失調症
  - (2) そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
  - (3) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
  - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 3 1 及び 2 に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

令和 年 月 日

住 所

医師名

印